

資料編

目次

1.	明和町環境基本条例	81
2.	明和町環境審議会規則	87
3.	明和町環境審議会名簿	89
4.	明和町環境基本計画策定推進会議設置要綱	90
5.	明和町環境基本計画策定推進会議名簿	92
6.	明和町環境基本計画策定専門部会名簿	93
7.	用語の解説	95

1. 明和町環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条—第22条）

第3章 環境審議会（第23条）

第4章 環境の保全及び創造を図るための推進体制等（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、生態系及び自然環境に配慮し、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減すること及びその他の行動に取り組むことにより、持続的に発展することができる地域が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告等)

第7条 町長は、必要に応じ議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して町が講じた施策について報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境優先の施策に関わる理念)

第8条 町は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、明和町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、明和町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第11条 町は、町民又は事業者が環境への負荷の低減のための施策の整備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条 町は、環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(快適環境の創造等)

第14条 町は、地域の特性をいかした良好な景観、利根川や谷田川など水と緑に親しむことのできる生活空間、歴史的文化的な環境その他の快適環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第15条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、すべての町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

第16条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第18条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(環境管理及び環境監査の普及)

第20条 町は、事業活動に係る環境負荷の低減を図るために事業者が行う環境管理及び環境監査について、その普及に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町の率先実行)

第21条 町は、自ら事業者及び消費者としての立場にかんがみ、環境の保全及び創造に資する行為を率先して実行するものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 町は、地球環境の保全について、国、県及び他の地方公共団体と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、明和町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項については、町長が別に定める。

第4章 環境の保全及び創造を図るための推進体制等

(推進体制の整備)

第24条 町は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、民間団体等との協働により、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第25条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みが必要とされる施策について、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2. 明和町環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明和町環境基本条例（平成14年条例第10号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、明和町環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ町長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について、助言及び提言をすることができる。

(組織)

第3条 審議会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者及び機関の代表者で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 明和町議会議長
- (2) 明和町副町長
- (3) 環境保全業務を所管し、明和町を所管地域とする群馬県の出先機関の次長職にある者
- (4) 明和町区長会長
- (5) 明和町商工会長
- (6) 邑楽館林農業協同組合理事代表
- (7) 明和町環境保健委員会長
- (8) 明和中学校長
- (9) 明和町内民間事業所代表
- (10) 公募委員（3名）

2 審議会の会議は、必要があるときは、委員以外の出席を求め質問し、説明させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 審議会は、会議事項に関し、必要な事項をその都度、町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境水道課において処理するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第4号抄)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月30日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. 明和町環境審議会名簿

NO.	職名	氏名	備考
1	会長	富塚基輔	明和町議会議長
2	副会長	武井英夫	明和町区長会長
3	委員	矢島修一	明和町副町長
4	委員	齋藤一之	東部環境事務所次長
5	委員	始澤昭	明和町商工会長
6	委員	小池清	邑楽館林農業協同組合代表理事組合長
7	委員	藤野泰博	明和町環境保健委員会会長
8	委員	櫻井義久	明和中学校長
9	委員	砂廣俊明	明和町内民間事業所代表
10	委員	石村實	公募委員
11	委員	蓮見君恵	公募委員
12	委員	奈良原ちい子	公募委員

(平成26年3月現在)

4. 明和町環境基本計画策定推進会議設置要綱

(設置)

第1条 明和町の環境施策を総合的かつ計画的に推進する環境基本計画を策定するため、明和町環境基本計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) その他環境基本計画策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 推進会議に、必要な事項について専門的に調査及び検討を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会において課長又は局長職の中から互選により選出する。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 環境基本計画に係る調査及び検討に関すること。
 - (2) その他環境基本計画に係る必要な事務に関すること。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、環境保全所管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。(平成25年7月19日公布)

別表第1 (第3条関係)

選 出 区 分	
町長部局	会計管理者及び明和町事務分掌規則に基づく課長
教育委員会部局	明和町教育委員会事務局の組織に関する規則に基づく課長
議長部局	明和町議会事務局設置条例に基づく事務局長

別表第2 (第5条関係)

専門部会	選 出 区 分
行財政部会	会計管理者並びに総務、企画財政、税務及び議会を所管する課局の課局長職並びに同課局の係長職
保健福祉部会	住民福祉及び健康づくりを所管する課局の課局長職並びに同課局の係長職
生活環境部会	環境及び上下水道を所管する課局の課局長職並びに同課局の係長職
都市産業部会	経済建設及び都市計画を所管する課局の課局長職並びに同課局の係長職(農業委員会含む。)
教育文化部会	教育行政を所管する課局の課局長職並びに同課局の係長職

ただし、派遣職員等の勤務地が町内でない者を除く。

5. 明和町環境基本計画策定推進会議名簿

職名	氏名	選出区分
委員長	矢島 修一	副町長
副委員長	鏈田 範雄	教育長
委員	原 口 享	会計管理者
	橋本 貴好	総務課長
	吉永 清重	企画財政課長
	小林 雄司	税務課長
	谷津 弘江	住民福祉課長
	落合 康秀	健康づくり課長
	高橋 伸吉	環境水道課長
	篠木 真一郎	経済建設課長
	大谷 克良	都市計画課長
	野木 村崇	学校教育課長
	奈良 英雄	生涯学習課長
	始 澤 稔	議会事務局長

(平成26年3月現在)

6. 明和町環境基本計画策定専門部会名簿

専門部会	部会長及び副部会長	委員
行財政部会	会計管理者 総務課長 企画財政課長 税務課長 議会事務局長 上記の中から互選により選出	原 口 享
		橋 本 貴 好
		吉 永 清 重
		小 林 雄 司
		始 澤 稔
		田 口 明 利
		宮 田 高 志
		立 川 明 浩
		島 田 欣 重
保健福祉部会	住民福祉課長 健康づくり課長 上記の中から互選により選出	谷 津 弘 江
		落 合 康 秀
		牛 久 保 正 和
		小 平 健 一
		柿 沼 康 修
		福 島 義 雄
		高 瀬 静 子
生活環境部会	環境水道課長	高 橋 伸 吉
		北 島 充
		森 和 之
		大 室 直 樹
都市産業部会	経済建設課長 都市計画課長 上記の中から互選により選出	篠 木 真 一 郎
		大 谷 克 良
		高 際 伸 互
		篠 木 加 仁
		川 辺 登
		瀬 下 嘉 彦
		石 川 三 郎
教育文化部会	学校教育課長 生涯学習課長 上記の中から互選により選出	野 木 村 崇
		奈 良 英 雄
		蓮 見 幸 夫
		石 川 春 男
		吉 田 博 之

(平成 26 年 3 月現在)

7. 用語の解説

【ア行】

ISO14001

国際標準化機構（ISO : International Organization for Standardization）が定める、組織が環境に配慮した活動を推進する仕組み（環境マネジメントシステム）の国際規格。

アイドリング

自動車の駐停車時に、すぐ発進できるようにエンジンを空回しさせたままにした状態。そのアイドリングをできるだけやめようという提言が、アイドリング・ストップ運動である。

一酸化炭素

燃料の不完全燃焼により発生する気体。主な発生源は自動車であり、生体に入ると酸素の供給を阻害する。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

雨水浸透枡

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転するうえで簡単に実施できる環境対策。

【カ行】

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ排水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。

環境家計簿

家庭の電気・ガス等の使用量および料金を月単位で記録して、普段知ることができないCO₂（二酸化炭素）排出量を計算し、温暖化対策に活用する帳簿のこと。

環境基準

環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画で、平成6年に第一次計画、平成12年に第二次計画、平成18年に第三次計画、平成24年に第四次計画が閣議決定された。

環境負荷

人間が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」とされる。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行う仕組み（PDCAサイクル）のこと。これらを繰り返し行い、目標の達成を目指す。

グリーン購入

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響が出来るだけ小さい物を選んで優先的に購入すること。

公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関

係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずること」をいう。2012年(平成24年)9月19日に環境基本法が改正施行され、これまで適用除外とされていた放射性物質を公害物質と位置づけることとなった。

公害防止協定

公害を防止するため、地方公共団体、または住民と企業との間で結ばれた協定をいう。

こどもエコクラブ

子どもたちが、それぞれの地域において、自主的な環境学習や実践活動に取り組む環境活動クラブのこと。環境省や自治体はその活動を支援している。

コンポスト

生ごみを短い時間で発酵させ有機質肥料としたもの。生ごみを減量化し、養分を大地に戻すことが出来る。

【サ行】

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源を出来るだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄社会」に代わる、今後目指すべき社会像。

再生可能エネルギー

広義には、太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギー全般を指す。太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的(もしくは反復的)に補充されるエネルギー資源より導かれ、発電、給湯、冷暖房、輸送、燃料等、エネルギー需要形態全般にわたって用いる。

産業廃棄物

1. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
2. 輸入された廃棄物(船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。廃棄物処理法第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。))を除く。)

3R

リデュース（物を大切に使いごみを減らすこと）、リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字のRをとって3Rと総称する。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量。河川などの水質の汚染度合いを示す値で、この値が大きいほど有機物による水の汚染が進んでいることを示す。

【夕行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。

プラスチックなどの炭素、水素、塩素を含むものが燃焼する工程等で意図せず生成される毒性の強い物質。

地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

地方公共団体自らの事務・事業に伴い、発生する温室効果ガスの排出量削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求めたもので、すべての地方公共団体において策定義務がある。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質、CO₂の排出や騒音の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。天然ガス車やハイブリッド車、電気自動車等が実用されている。

トレーサビリティ

適正に処理したことを廃棄物の処理過程に従い、時間を遡って証明できるようにすること。

【ナ行】

NO₂ (二酸化窒素)

物の燃焼に伴い空気中の酸素と窒素が直接反応して生成される。刺激性のガスで毒性は強く、吸引すると肺臓深部及び肺毛細管まで侵入し、肺水腫を起こして死亡することがある。

SO₂ (二酸化硫黄)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、ぜんそくなどの健康障害や酸性雨の原因となる。

野焼き

野外で、法令に定める構造に適合した焼却施設を用いず廃棄物を燃やすこと。野焼きを行うと煙や悪臭が公害の原因となるほか、焼却温度が最高でも約300度しか達成しないため、ダイオキシン類が発生しやすいといった問題がある。野焼き行為は、廃掃法や群馬県の生活環境を保全する条例により、原則的に禁止されている。

【ハ行】

ビオトープ

地域の野生動植物が生息、生育できる環境条件を備えた一定空間のこと。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊している2.5μm(1μmは、1mmの千分の一)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10μm以下の粒子)よりも小さな粒子。

不法投棄

ごみが、山林や河川敷等の定められた場所以外に廃棄されること。

SS (浮遊物質)

水中に浮遊する物質の量で水の濁りの目安になる。この値が大きくなると魚類に対する影響が現れる。

SPM (浮遊粒子状物質)

焼却施設から排出されるばいじんや自動車排出ガス中の粒子状物質など、発生源は様々。大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (1000分の1ミリ)以下のもの。気道・肺胞への付着率が高く呼吸器障害の原因となる。

【マ行】

マイバッグ運動

消費者が買い物袋等 (マイバッグ) を持参して、レジ袋を辞退する取り組み。レジ袋の削減により、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながる。

【ヤ行】

DO (溶存酸素)

水中に溶け込んでいる酸素の量。水の浄化作用や水中の動植物の生育に不可欠なもので、この値が大きいほど水質が良いことを示す。

【ラ行】

リターナブル容器

回収して再使用される容器。ビールびん、一升びんなど。